

## 養育医療の給付について

【対象】 桑名市内に居住地（住民票）を有し、入院治療を必要とする出生体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟であるために現れる症状があり、生活力が特に希薄な1歳未満の未熟児に対し、その入院療育に必要な保険適用分の医療を給付します。

【費用】 医療にかかる費用（保険適用分）については、世帯全員の市町村民税所得割額に応じて自己負担があります。

### 【新規申請の手続き】

#### 必要書類

- ① 養育医療給付（新規・継続）申請書 …申請者が記入
- ② 養育医療意見書（新規・継続） …指定医療機関の担当医師に依頼
- ③ 世帯調書兼同意書 …申請者が記入
- ④ お子様の健康保険証
- ⑤ 受領委任及び承諾書 ※福祉医療費受給者のみ
- ⑥ マイナンバーカード

あるいは個人番号確認書類（通知カード・個人番号が記載された住民票の写し等）  
および本人確認書類（運転免許証・パスポート等）

### 費用の徴収について

1. 医療費について、養育医療自己負担分（月額）を市町村民税所得割額等により決定します。
2. 費用の徴収にあたっては、審査支払機関から提出された実績に基づき、日割計算を行い徴収額を決定します。（診療月から2～3ヶ月後位以降になります。）
3. 福祉医療費助成制度の対象の方は、「受領委任及び承諾書」を提出していただくと、助成金を養育医療負担金に充当することができますので、お支払の必要がなくなります。（附加給付が発生する場合を除く）
4. 医療保険の家族療養費附加金（附加給付）がある場合は、その給付分について「納入通知書」を発行します。「納入通知書」が届きましたら、銀行等にてお支払ください。お支払後、ご加入の保険者へお問い合わせください。
5. 福祉医療費助成制度の対象の方で、「受領委任及び承諾書」を提出いただかない場合は、数か月後、お支払いいただいた自己負担相当額が、市役所子ども未来課より助成されます。

### 【申請及びお問い合わせ】

桑名市中央町2丁目37番地

桑名市役所

子ども総合センター 母子保健係

電話 0594 - 24 - 1380

Fax 0594 - 24 - 5497